

令和3年度 第2回 横浜市環境影響評価審査会 会議録

日 時	令和3年4月22日（木）10時00分～11時00分
開催場所	横浜市役所18階 みなと6・7会議室
出席委員	奥委員（会長）、菊本委員（副会長）、岡部委員、片谷委員、木下委員、田中伸治委員、中村委員、宮澤委員、横田委員
欠席委員	押田委員、五嶋委員、田中稲子委員、藤井委員、堀江委員
開催形態	公開（傍聴者 3人）
議 題	1 横浜市現市庁舎街区活用事業 環境影響評価準備書について 2 （仮称）ENEOS株式会社 研究開発拠点建設事業 計画段階配慮書について
決定事項	令和2年度第19回横浜市環境影響評価審査会会議録を確定する

議事

- 1 令和2年度第19回横浜市環境影響評価審査会会議録確定
特に意見なし

2 議題

- (1) 横浜市現市庁舎街区活用事業 環境影響評価準備書について
ア 指摘事項等一覧について事務局が説明した。
イ 質疑

【奥会長】 事業者の方に御説明をしていただく前に、事務局に確認があります。前回の令和2年度第19回審査会において、御欠席された田中伸治委員に確認依頼をしていた件について、事務局から説明があればお願いします。

【事務局】 2点ございます。1点目（地域社会）について、御説明いたします。令和2年度第19回横浜市環境影響評価審査会（令和3年3月30日開催）におきまして、事業者より補足資料-01が提出されました。この補足資料は、第17回審査会（令和3年3月2日開催）後に、田中伸治委員から追加質問があり、それに対する回答でございます。当該補足資料につきまして、第19回審査会での御決定に従い、田中伸治委員にお伺いしたところ、「一時的なものを除き、目視により渋滞が発生していないことが確認できているのであれば、よろしいかと思えます。」との御回答をいただいております。従いまして、3月30日審査会の事業者の補足資料-01については、質疑終了という位置付けでございます。

2点目（地域社会）について、御説明いたします。令和2年度第19回審査会（令和3年3月30日開催）におきまして、事業者より事業計画変更に関する説明資料が提出されました。この説明資料につきまして、第19回審査会での御決定に従い、田中伸治委員にお伺いしたところ、「御質問がある」とのことございました。その質問を御紹介いたします。「地点4のB断面右折は、確か以前の説明では右折レーン長が足りず、交通管理者と交差点改良を協議しているという話だったかと思えます。今回、値は1.0を下回っていますが0.985と以前より大きな値となっておりますので、右折レーンからはみ出して直進レーンを塞ぐ可能性がより大きくなっていると考えられ、直進の処理も計算値のとおりに行えない可能性があります。この点について、今回の計算結果では右折滞留長がいく

らになり、その結果当該交差点の右折レーン長は足りるのか、足りないならどのような対策を行うのかを明らかにしていただければと思います。」

本質問は、高度に専門的な内容であり、事業者側にも準備期間が必要であると考えられたため、事前に事業者側にお伝えしております。その事業者側の回答が、本日の事業者資料でございます。本日は、先程の御質問に対して、事業者側が回答する予定でございます。

事務局からは以上です。

【奥会長】 ありがとうございます。それでは、今の御説明を踏まえまして、事業者の方、最初に、御説明者の方の自己紹介と出席されている方を御紹介いただいた上で、「準備書に対する補足資料」について御説明をお願いいたします。

ウ 事業者資料について事業者が説明した。

エ 質疑

【奥会長】 御説明ありがとうございました。ただ今の御説明について、御質問、御意見がありましたら、委員の方から出していただきたいと思いますが、まず、田中伸治委員いかがですか。今の御説明について、お願いします。

【田中伸治委員】 御説明ありがとうございました。（「地域社会」について）計画の変更に伴って不老町の交差点（地点4）で「車線混雑度」の値が大きくなるということで、追加で質問をさせていただきました。

御説明いただいた内容は、滞留長が現状のままでは足りなくなるということで、それをカバーするために右折車線長を延ばすという対策を試算していただいておりますね、そうすることで、滞留長として予測される値をカバーでき、かつ、その反対側にあります交差点5についても、影響を与えないような対策ができるということです。このような対応をとっていただく、道路管理者や交通管理者との協議は必要かと思っておりますけれども、そういった対応をとっていただければ、影響は最小限に抑えられるのではないかな、というふうに思います。

あわせて、準備書本文の記載内容も、「今のよう影響が考えられるので、それに対処するための対応を行います。」ということを書いていただいておりますので、私はこの内容でよろしいのではないのかと思っております。以上です。

【奥会長】 はい、ありがとうございました。

他の委員の方はいかがでしょうか、ございませんか。

事業者の方には非常に丁寧に対応していただいて、記載内容もこれでよろしいのではないかと思いますので、ありがとうございました。

特に他に御質問等ないようですので、事業者の皆さま、ありがとうございました。

オ 審議

【奥会長】 御質問、御意見ございましたら、お願いしたいと思いますが、いかがですか、よろしいでしょうか。

では、この事業につきましても、これまでたくさん御意見をいただきまして、議論も尽くされたようですので、次回は検討事項の一覧を審議

していただくこととなります。

事務局、それでよろしいでしょうか。

【事務局】 準備書意見見解書の縦覧が後日始まります。この期間内に意見陳述の申出がございましたら、その手続が必要になりますが、無ければ検討事項一覧を御提示する予定でございます。以上です。

【奥会長】 はい、分かりました。そういうことですので、委員の皆様もその様に御理解いただければと思います。

では、「横浜市現市庁舎街区活用事業 環境影響評価準備書」の審議は以上となります。

(2) (仮称) ENEOS株式会社 研究開発拠点建設事業 計画段階配慮書について

ア 配慮市長意見(案)について事務局が説明した。

イ 質疑

【奥会長】 ありがとうございます。ただいまの御説明について御質問、御意見がありましたらお願いいたします。いかがでしょうか。

【事務局】 宮澤委員が、手を挙げていらっしゃいます。

【奥会長】 では、宮澤委員、どうぞお願いします。

【宮澤委員】 前日も多少触れたのですが、どうも私の発言が明確じゃなかったような気がしますので、ちょっと追加の意見を述べさせてもらいます。

1つはですね、これは2ページの(7)の再生可能エネルギー等の活用のところになるのかと思うのですが、前回の説明では、エネオスさんの、その地域全体で、他のところで再生可能エネルギーなんかを作っているの、本件では余りそのところは明確ではないけれども、全体で見ればそういうことを配慮していますという説明だったと思うのです。今回、私が明確にしておきたいのは、今後はですね、新設する建物についてはできるだけ自前の、地産地消じゃないですけど自前の再生可能エネルギーの生成で賄うと、基本的にできるだけ賄うという、そういう姿勢を明確に出していただきたいかなと思っておりまして、そういう配慮をするということを少し強く意見としては表明していただきたい。

それからもう1つ、これは一番最後の22番の地震や液状化等の災害に対する安全性への影響ということだと思うのですが、やはり海辺とか臨海部に建てる建物ですので、地震、高潮あるいは海面上昇ですね、今後当然そういうものを予想しながら、例えば土地を利用していくということは必要だろうと思います。そして、本件はかなり複雑な化学物質を使うようですので、そうした災害に遭ったときに、その危険な物質が流出したり、あるいは災害廃棄物の発生量を抑制するという観点からすると、やはりそうした災害があったときに耐えられるような建物、そういう意味では、例えば1階部分をかき上げするとかですね、あるいは下駄履きの形にするとか、そういう建物を積極的に造るとか建設するという配慮が必要じゃないかと思ひまして、ここの部分について、そうした意見を付け加えていただきたいとそう思います。以上です。

【奥会長】 はい、事務局いかがですか。今の宮澤委員の意見について。

【事務局】 1点目のエネルギーに関してのところでございますが、(7)番が該当するかと考えます。事業者の方の内容としましては、かなり書き込んでございますが、上ポチ4つに関しましては、エネルギーの使用そのものを抑制していくというところ。それと真ん中のところは低炭素電気を選択を検討するというところ。それとですね、下のところですね、太陽光発電施設等による再生可能エネルギーの活用を検討するとしてございまして、太陽光発電を活用するというふうにも考えているという御発言がございまして。宮澤委員は全部自前でという要望でございまして、なかなか、例えば横浜市ですと、温暖化対策に向けては大きく3個の視点で事業者、市民の方をお願いしております、1つはエネルギーそのもの、CO₂そのものの排出を抑制していただくということで消費量を削減していただく。それと再生可能エネルギーの発電ということで自前で発電していただく。ただ、この発電量というのは横浜市で積算してございまして、10%に満たないというふうには実は積算してございまして、そうしますと、積極的に再生可能エネルギーを購入していただくと。そういったところを打ち出しております。この(8)の低炭素電気を選択というのは、そういった意味で今回、配慮指針の改定の中で、ちょうど改定した箇所にもなります。なかなかそういったふうに本市としても考えている中で、全部自前で発電をしていただきたいというのを市長意見として述べるのは、ちょっと難しいかと考えてございます。

【奥会長】 次の点についても。

【事務局】 はい。22番のところは地震等に関するところになるかと思えます。委員の御発言は薬品とかを多量に扱うので、そういった浸水対策というのを講じていただきたいと。その中で土地そのものの嵩上げを検討していただきたいといった内容かと思えます。そういった大きな施設そのものの検討の話になりますと、事業者の施設配置につきましては、議事録の方を確認していただけると、研究者のイノベーションの観点の考え方から、ある程度、集約して場所も考えて作っているというふうにお答えもしてございます。なかなか環境面の、浸水からだけですね、そういったところまで踏み込んで意見するというのは、現段階では難しいかなと、経済性いろんなこともありますので、そういった考え方を聞いてというところではあるかと思えますけれども、市長意見としてそこまで踏み込んで意見するというのは、ちょっと難しいかと考えてございます。

【奥会長】 はい。

【宮澤委員】 よろしいでしょうか。

【奥会長】 はい、宮澤委員。

【宮澤委員】 再生可能エネルギーのところはですね、私は姿勢として、本建物で使用する電力等はですね、基本的なエネルギーは基本的に再生可能エネルギーで賄うように、そういう姿勢で努力するのだというのを少なくとも抽象的でもいいですから入れられないのかなと、そう思っております。

それからもう1つ、浸水ですけれども、私なんか新横浜のグランドですか、スタジアムなんかもそうですけれども、それほどの経済的な負担もかけないので、臨海部の建物というのは今後のことを考えるとかさ上げは無理にしてもですね、下駄履きのものというのはありうるのかなと思って、そういう意見は難しいのかなと思って、経済的にもそういう大

きな負担を掛けませんのでと思って申し上げました。以上です。

【奥会長】 はい、ありがとうございます。(7)の再エネの導入の件については、事業者の配慮書の中にも太陽光等の再エネの活用を検討するというふうには書いてありますが、配慮市長意見として、再エネの活用を積極的に図ってくださいますか、そういったような表現をして欲しいというのが、多分、宮澤委員の御意見かと思えます。それぐらいの表現はいかがですか、事務局として。

【事務局】 そうですね。全部自分で発電して再生可能エネルギーというところに踏み込むのは難しいかと思いますが、そういったことであればですね、委員がおっしゃる通り、再生可能エネルギーの積極的な活用を努めてくださいますとの形で、そういった形であれば意見として述べていきたいかと思えます。

【奥会長】 はい。そのように意見として入れていただくということではいかがでしょうか。

【宮澤委員】 あまりごねたくはないですけれども、それよりかはもう少し進んだ表現が希望ですけれども、それ以上できないというのであれば仕方がないです。私が求めたのは、より積極的にして欲しいという意見になるのですけれども、そこまではできないというのであれば仕方がないです。

【奥会長】 はい。積極的にということは、はい。

【事務局】 よろしいですか。

【奥会長】 はい。

【事務局】 基本的にエネオス㈱はエネルギーの関連業者ですけれども、政府が宣言した2050年の脱炭素化に関して、エネオス㈱がエネオスグループとして、2040年に脱炭素化というビジョンを立てております。今回の計画も、そのビジョンの中の計画でございますので、そういう意味では脱炭素化をにらんで、しっかり事業者の方で考えて計画している事業ということで御理解いただければと思います。

【宮澤委員】 理解はしますけれども、つまり、事業者がどのように考えているかというよりか、市長としてどういう意見を表明するかなのです。ですから、そこは明確にというのが、私の希望ではあります。ただ委員の方々の総意として、そこまではいいのではないかなと言うのであれば、私は別に強弁するつもりはありません。こだわるつもりはありません。

【奥会長】 はい。先ほど提案のあった「再エネの積極的な活用を努めてください」ということは入れていただくというのが、今の時点での提案ですが、他の委員の方、何か御意見ございますでしょうか。なかなか再エネを100%というところは、そこまで市長意見としては、そもそも言えないです。いずれにしても、脱炭素化に向けた取り組みは進めていかれるということですので、よろしいでしょうか。特に御意見がないようですので、それでは事務局は今の御指摘も踏まえて、先ほどあったような、積極的な活用を求めるような表現を御検討ください。

それから22番のところに関連してですけれども、なかなか実際に、その建物をどういう構造にしろというようなところまで、市長意見として踏み込んで言うというのは、そこまでは難しいということでしたけれども、安全性についての考慮、配慮というのはここに挙げられているようなことが既に配慮書に記載されているということですね。いかがです

か、他の委員の方も御意見ありましたらお願いいたします。はい、菊本委員お願いします。

【菊本委員】 22番の項目で配慮市長意見案に追加していただいた項目、私からの指摘だったと思うので、ここについてちょっとコメントしたいと思います。まず液状化は湾岸のそういう地盤で起こる可能性があって、それで当該地区は比較的そのリスクは低いというような判定でしたけども、でも大きい地震が来たら、その程度によって起きうる可能性はあると思います。それで指摘したのはそういうときに、護岸のように側方から何か壁体だけで支持されているような構造物の場合は、海側に大きく変位を生じる可能性がありますので、その指摘は是非入れていただきたいということで、この文章を入れていただいたのですけれど、この文章で必要十分で、適切かなというふうに思います。単なるコメントですけれども、以上です。

【奥会長】 はい、ありがとうございました。他はいかがでしょうか。よろしいですか。はい、それでは、この点については菊本委員からの御指摘も踏まえて十分に表現されているということですので、それでよろしいでしょうか。はい、他の点につきましていかがですか。特にございませんか。横田委員お願いします。

【横田委員】 適切にグリーンインフラと緑化について、意見案を作成いただいたと思って、ありがとうございます。

(5) のですね、グリーンインフラの活用についてなのですが、
「来訪者の安全が確保されることを前提として、地域の方々が緑地の管理や活用等に接点を持てるような取組を検討してください。」いい表現だと思うのですが、この地域の京浜の森づくりという言葉を入れたら、その必要性がより明確になるかなとも思いました。入れなくても趣旨は伝わりますけれども、工場で必ずこういう取り組みをしなければいけないのかというようなことよりも、むしろ、この地域は京浜の森づくりとして、つながりを大事にした緑化をしているということを理解していただくのが効果的かなとも思いました。このままでも大丈夫ですけれども、御検討いただければと思いました。以上です。

【奥会長】 ありがとうございます。いかがですか、事務局。

【事務局】 そうですね。それでしたら、「来訪者の安全が確保されることを前提として、この地域は京浜の森づくりが行われていることも踏まえて、」というふうにそういった形でちょっと追加を考えたいと思います。

【奥会長】 はい、そうですね。そういう方向でよろしいですか、横田委員。

【横田委員】 はい、よろしいかと思えます。ありがとうございます。

【奥会長】 他はいかがでしょうか。よろしいですか。特に追加はございませんようですので、ありがとうございました。

本件は、配慮書手続きの段階ですので、審査会からの答申という形はとりませんが、事務局は、審査会で出されました御意見を十分に踏まえた上で、配慮書市長意見の確定をお願いしたいと思います。それでは、本日の審議、議事は全て終了となります。なお、本日の審議内容につきましては、会議録案で後日御確認いただくということをお願いいたします。では事務局にお返しします。

(傍聴者退場)

- | | | |
|---|---|---|
| 資 | 料 | <ul style="list-style-type: none">・横浜市現市庁舎街区活用事業に係る環境影響評価準備書に関する指摘事項等一覧 事務局資料・横浜市現市庁舎街区活用事業に係る環境影響評価準備書に関する事業者資料 事業者資料・(仮称) E N E O S 株式会社 研究開発拠点建設事業 配慮市長意見(案) 事務局資料 |
|---|---|---|